



令和7年度第2回神奈川県医療審議会 資料2

救命救急センターの指定（諮問）

神奈川県健康医療局保健医療部医療整備・人材課

令和8年3月19日

次の病院を救命救急センターとして指定することについて諮問

病院名	所在地	許可病床数 (救命救急センター専用病床)
新百合ヶ丘総合病院	川崎市麻生区古沢字都古 2 5 5	563床 (20床)

目次

- 1 救命救急センターの概要
- 2 審議案件における要件適合状況
- 3 関係会議における協議結果
- 4 諮問事項

1 救命救急センターの概要

1 救命救急センターの概要

救命救急センターの役割

- 重篤患者に対する高度な専門的医療を総合的に実施することを基本とし、原則として、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる
- 初期救急医療施設及び第二次救急医療施設の後方病院として複数診療科の介入を要する症例や診断が難しい症例等、他の医療機関では治療の継続が困難な救急患者の診療を担うものとし、原則として、これらの医療施設及び救急搬送機関からの救急患者を24時間体制で必ず受け入れる
- 適切な救急医療を受け、生命の危険が回避された状態にあると判断された患者については、積極的に併設病院の病床または転送元の医療施設等に転床させ、常に必要な病床を確保する

1 救命救急センターの概要

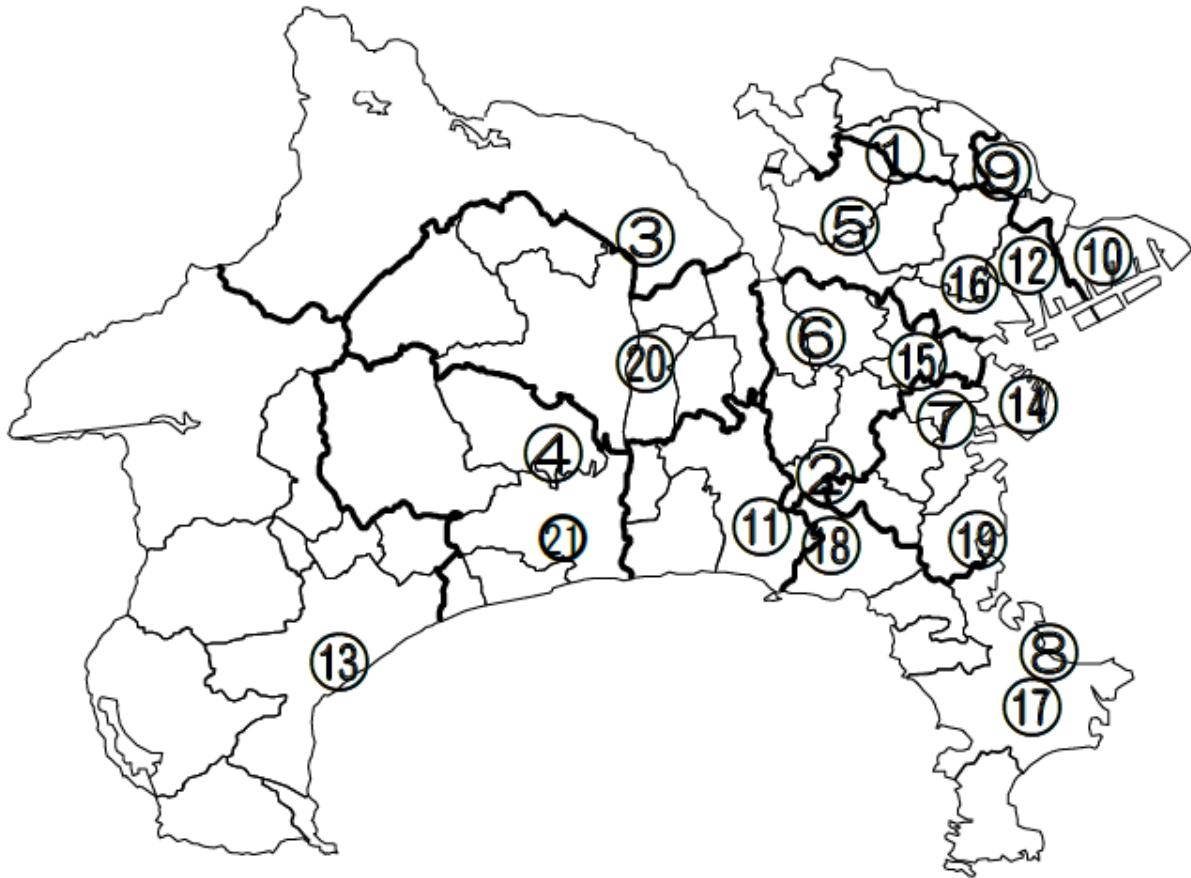
救命救急センターの状況

- 当初、人口100万人に1か所を目標に国と協議のうえ整備をしてきたが、平成22年度以降、国との協議が不要となり、都道府県の医療計画に基づき必要数の整備を進めることとなった
- 県では、原則として二次保健医療圏に1か所としているが、新たな救命救急センターの指定について地域医療構想調整会議で協議し、その必要性が認められた場合には、複数配置を考慮することとしている（県における救命救急センターの指定方針）
- 現在、県内全ての二次保健医療圏に配置
- 全国で312か所（令和7年4月1日時点）指定されており、神奈川県では21か所、東京都28か所、大阪府16か所が指定されている

1 県内の救命救急センターの配置状況

■救命救急センター設置状況（神奈川県が指定）

令和5年4月現在



- ① 聖マリアンナ医科大学病院（川崎市宮前区）
- ② 国立病院機構横浜医療センター（横浜市戸塚区）
- ③ 北里大学病院（相模原市南区）
- ④ 東海大学医学部附属病院（伊勢原市）
- ⑤ 昭和大学藤が丘病院（横浜市青葉区）
- ⑥ 聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院（横浜市旭区）
- ⑦ 横浜市立大学附属市民総合医療センター（横浜市南区）
- ⑧ 横須賀共済病院（横須賀市）
- ⑨ 日本医科大学武蔵小杉病院（川崎市中原区）
- ⑩ 川崎市立川崎病院（川崎市川崎区）
- ⑪ 藤沢市民病院（藤沢市）
- ⑫ 済生会横浜市東部病院（横浜市鶴見区）
- ⑬ 小田原市立病院（小田原市）
- ⑭ 横浜市立みなと赤十字病院（横浜市中区）
- ⑮ 横浜市立市民病院（横浜市神奈川区）
- ⑯ 横浜労災病院（横浜市港北区）
- ⑰ 横須賀市立うわまち病院（横須賀市）
- ⑱ 湘南鎌倉総合病院（鎌倉市）
- ⑲ 横浜南共済病院（横浜市金沢区）
- ⑳ 海老名総合病院（海老名市）
- ㉑ 平塚市民病院（平塚市）

2 審議案件における要件適合状況

2 審議案件における要件適合状況

項目	適合状況	
(1)神奈川県保健医療計画	○	<ul style="list-style-type: none"> 川崎北部地域の人口や医療需要の動向、医師の働き方改革の影響、新興感染症など困難事態の救急医療体制への備えが必要なこと、救命救急センターの役割の変化を踏まえると、救命救急センターの指定は計画と矛盾しないと考えられる。
(2)神奈川県における救命救急センターの指定方針	○	<ul style="list-style-type: none"> 川崎地域地域医療構想調整会議では、県の新規指定するという方向性について了解するとともに、合わせて地域医療の中で意見交換や状況を報告しあえるような、川崎北部での関係病院による議論の場といったような会議体を作り、円滑な救急医療体制を構築してほしいなどの意見があった。 上記意見を受け、川崎北部地域のうち、宮前区、多摩区、麻生区の4救急病院で会議を開催し、地域内での救急患者受入れに係る役割分担等について検討、意見交換を進めることとした。(令和7年12月23日 川崎北部救急病院連絡会議準備会 開催 4病院参加) これにより、川崎地域において、円滑かつ質の高い救急医療の提供体制を構築・確保
(3)神奈川県における救命救急センター指定基準	○	<ul style="list-style-type: none"> 各項目について達成見込み 救命救急センター充実段階評価点数で既存の救命救急センターと比較したところ、十分に機能を果たすことができると考えられる。

2 審議案件における要件適合状況

(3)救命救急センター指定基準	適合状況
1 地域の了解の下に、近隣の医療機関との連携・協力体制があり、地域の初期・二次救急医療提供体制に後退のおそれがないこと	○ (見込)
2 厚生労働省医政局の実施する「救命救急センターの充実段階評価」の調査票1において「是正を要する項目」の合計が5項目未満であること	○
3 循環器疾患への診療、脳神経疾患への診療、整形外科医による外傷診療、小児(外)科医による診療、産(婦人)科医による診療体制を有すること。	○
4 疾病の種類により受入れに偏りが無いこと。	○
5 救急隊からの受入要請を直接受ける専用電話(ホットライン)を有すること。	○

2 審議案件における要件適合状況

(3)救命救急センター指定基準	適合状況
6 運用開始日までに厚生労働省医政局の「救急医療対策事業実施要綱」の規定に準じた人員、施設及び設備を有する見込みがあること。	○
7 運用開始日までに専用病床を20床以上有する見込みがあること。	○
8 運用開始日までに専任の日本救急医学会指導医を配置する見込みがあること。	○
9 運用開始日までに精神科医による診療体制を有する見込みがあること。	○
10 上記9項目を満たすことにより、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れることが見込めること。	○ (見込)
11 1から9までの9項目を満たすことにより、初期救急医療施設及び二次救急医療施設並びに救急搬送機関からの救急患者を24時間体制で受け入れることが見込めること。	○ (見込)

3 関係会議における協議結果

3 関係会議における協議結果

会議体と主な意見

- **川崎地域地域医療構想調整会議（令和7年8月27日）**
 - 川崎北部地域にERを得意とするセンターができれば、補完しあう形でやっていけるのではないかと。
 - 地域医療の中で意見交換のできる、川崎北部での運営協議会といったような、状況を報告しあえるような会議体を作り、円滑な救急医療体制を構築してほしい。
- **救急医療問題調査会プレホスピタルケア・二次・三次救急部会（令和7年12月8日）**
 - 数字的に救急の医師数や重症患者もしっかり取っており、充実評価に関しては90点近いということは、数字だけ見たら指定を行うことは普通のことなのではないかと。申請書を見て、これを否定する理由はないのではないかと。

3 関係会議における協議結果

会議体と主な意見

● 救急医療問題調査会（令和8年2月19日）

- 三次救急だけでなく二次救急も確実に行っていただきたい。
- 地元の救急病院や医師会と円滑なコミュニケーションをとること。
- 人材確保、川崎北部地域の4つの救急病院でのコミュニケーション、質の検証など、それぞれの課題について、常に検証の場を設けながらやっていただきたい。
- 今後は高度救命救急センターも救命救急センターも、機能を果たしているかの検証や質の担保などが必要。

<総論>

救命救急センターに指定することについて反対意見はなかった。

4 諮問事項

- ・ **新百合ヶ丘総合病院から救命救急センター指定申請書が提出され、要件を満たしていることから、指定することとしてよいか、諮問する。**

説明は以上です。